

令和 7 年 4 月 3 日

各自治会長 様

東近江市都市整備部管理課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度河川愛護活動事業への協力について（依頼）

平素は、本市河川行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度におきましても、6 月から 9 月までを実施期間の目安として、河川愛護活動事業を実施しますので御案内します。

つきましては、貴自治会での河川愛護活動事業実施計画等を、下記のとおり管理課又は各支所まで御提出くださいますようお願いいたします。

記

1 提出書類

【実施計画書：5 月 9 日（金）までに御提出ください】

※ 期日までに提出がない場合、報償費を支給できない場合がありますので御注意ください。

1	実施計画書（別紙 1）		1 部	
2	箇所別調書（様式第 1-6 号）		1 部	河川が複数の場合、河川ごとに記入ください。（ <u>人力除草、自走式草刈機使用及び草刈り用重機使用の実施計画面積を記入してください。また、集草用重機（バックホウ等）の使用の有無も記入してください。</u> ）
3	実施予定図		1 部	河川の位置図を記入又は添付ください。

【実施報告書：作業終了後 10 月 17 日（金）までに御提出ください】

※ 提出期限以降に実施される場合は作業完了後に御提出ください。

1	実施報告書（別紙 2）		1 部	
2	箇所別調書（様式第 1-6 号）		1 部	実施計画書と同様
3	実施状況写真 （様式第 1-7 号①）	一級河川	1 部	河川が複数の場合、河川ごとに作業現場の様子が明らかになるよう、同じ方向から <u>作業前・作業後の写真を添付してください。</u>
		普通河川	1 部	
4	実施状況写真（ハンドガイド式草刈り機・草刈り用重機等使用状況） （様式第 1-7 号②）	一級河川	1 部	自走式草刈機使用、草刈り用重機使用及び集草用重機の使用の場合、 <u>使用状況写真を添付してください。</u>
		普通河川	1 部	
5	口座振替依頼書（様式 4）		1 部	報償費の振込先（自治会等の口座等）を記入してください。
6	通帳のコピー		1 部	通帳の表紙を見開いた口座番号、名義（カタカナ）の分かるページのコピーを添付してください。

※旧様式は使用せず、現行の様式を使用してください。

様式は、市ホームページに掲載しています。

（申請書ダウンロード→管理課→河川愛護活動事業関係様式）

2 実施要領 別添要項のとおり

3 対象河川

(1) 一級河川

地区名	一 級 河 川
八日市	愛知川、蛇砂川、大同川、白鳥川、布引川、江岸川、御澤川、三明川
永源寺	愛知川、蛇砂川、和南川、井の谷川、渋川、神崎川、八風川、御池川、平成川
五個荘	愛知川、大同川、新川、石馬寺川、三田川、宮荘川、天保川、山本川、瓜生川
愛 東	愛知川、南川、五の谷川、加領川、経田川、豊国川、棚上川、千手川
湖 東	愛知川、宇曾川、南川、五の谷川、淵川、北川、ドン川、安壺川
蒲 生	日野川、佐久良川、古川、大平川、須川、東沢砂川、法教寺川、大同川、白鳥川、平田大川
能登川	愛知川、大同川、五位田川、鉢光寺川、山路川、瓜生川、須田川

(2) 普通河川等

準用河川（小幡川、豊椋川、愛知井川、馬場下川、藤ノ木川、鳥羽谷川）

普通河川（筏川、清水川、中野大川などの一級河川以外の河川）

※下水路、排水路、道路側溝は対象となりません。

4 注意事項

(1) 事故の防止

保険代として、一定額を報償費に加算して各自治会にお支払いしますので、万が一の事故に備えて、保険加入については各自治会保険での対応をお願いいたします。草刈機械等を使って作業を予定されている自治会に当たっては、細心の注意を払って実施されますようお願いいたします。

(2) 箇所別調書の実施平面図

報償金の算定に箇所別調書の実施平面図が必要です。記入例を参考に、お手数ですが必要事項を必ず記入してください。区間延長（m）については、地図上の測定でも可能です。川幅（m）は実測値が望ましいですが、昨年度までの実績を基に記入しても可能です。また、人力除草面積、自走式草刈機使用面積、草刈り用重機使用面積及び集草用重機の使用について、記入例を参考に区別して別々に計上してください。

5 お問合せ先 東近江市 都市整備部管理課 電話 (0748)24 - 5654
I P (050)5801 - 5654

河川愛護作業実施要項

(趣旨)

第1条 市民生活に計り知れない恵みを与えている河川の環境美化を積極的に行うことにより、河川を美しく正しく安全に使用し、河川愛護作業思想が普及されることを目的とする。

また、自治会が行う河川愛護作業に要する経費に対し予算の範囲内で、報償費を支払うものとする。

(交付対象作業等)

第2条 この要項による報償費の交付対象は、一級河川及び普通河川の河川愛護とし、その作業等は次のとおりとする。

- (1) 堤防敷に生じる草木の刈り取り及び伐採作業
- (2) 堤防敷に投棄された、じんあい、その他汚物の除去作業
- (3) 堤外地の障害竹木等の伐採・管理

※ただし、下水路・道路側溝・排水路等は対象としない。また、(3)については管理課との協議が必要となります。

2 実施期間に、前項の作業を実施したものを交付対象とする。

【実施計画】

第3条 報償費の交付を受けようとする自治会は、河川愛護活動事業 実施計画書（別紙1）に、箇所別調書（様式第1－6号）、実施予定図を添えて、5月9日（金）までに提出しなければならない。

※実施面積が計画面積を上回った場合においても、計画面積での報償金の支払となります。

【実施報告】

第4条 作業が完了した自治会は、河川愛護活動事業 実施報告書（別紙2）に実施状況写真（様式第1－7号①、②）を添付して、すみやかに提出しなければならない。（最終は10月17日（金）まで）

※人力除草の写真は同一場所において、作業前、作業後の写真を添付したものを一級河川、普通河川それぞれ1部作成すること。

※自走式草刈機、草刈り用重機及び集草用重機を使用した場合は、使用状況写真を添付したものを一級河川、普通河川それぞれ1部作成すること。

※提出書類の様式は旧様式を使用せず、配布いたします現行の様式を用いて提出してください。

様式のデータは市ホームページに掲載していますので御利用ください。

※伐採した草木や障害物については、河川に流れないように引き上げてください。

下流の自治会とのトラブルの元になりますので、くれぐれも下流に流すことのないようにお願いします。

令和7年度河川愛護活動事業に関する注意事項

1 令和6年度からの変更点について

現時点での変更点はございませんが、変更が生じた場合には再度通知をいたします。

2 作業前後の写真、使用機械の写真について

近年、実施後に提出される、作業前・作業後の写真の不備（写真を撮っていない、前年度の使いまわし等）がまれに見受けられます。また、自走式・ハンドガイド式草刈機、草刈り用重機、集草用重機を使用される場合は、機械での作業中の写真が必要となります。

写真がなければ報償費を御支払いできないので御注意ください。

3 各団体の実施内容の見直しについて

実施面積の見直しをお願いします。

以前より規模を縮小していても、実施面積に変更がない等が見受けられます。

実施面積は現地にて確認させていただく場合があります。

虚偽の申請については報償費を御支払いできないので御注意ください。

4 刈草等の回収・処分について

過去に河川の上流の草刈り作業により発生した刈草が流された影響で、下流で堰が詰まり増水するといったことがありました。このようなことの再発を防止するために、発生した刈草や水草、ゴミについては各団体で回収・処分をお願いいたします。

くれぐれも下流に流すことのないよう団体内で徹底してください。

なお、処分費については報償費の中に含んでおります。

5 提出書類について

実施計画書等の提出書類について、実施内容の変更がないことから過去に提出いただいた書類をコピーする等して旧様式のまま提出されていることがまれに見受けられますので、現行の様式を用いて提出書類を作成してください。

令和7年度河川愛護活動事業の留意事項

1 人力除草

肩掛け式草刈機を使用し作業を行うことができます。箇所別調書には、人力除草、自走式草刈機及び草刈り用重機の単価が異なるため区別して面積を計上してください。

2 自走式草刈機（計画書提出時に申請が必要です）

自走式草刈機を使用し作業を行うことができます。箇所別調書には、人力除草、自走式草刈機及び草刈り用重機の単価が異なるため区別して面積を計上してください。報償費には、機械のリース費用やオペレーター費用を含みます。

【自走式草刈機】



【ハンドガイド式草刈機】



3 草刈り用重機（バックホウ取付型草刈機）（計画書提出時に申請が必要です）

バックホウのバケット部分に草刈機を装着し作業を行うことができます。また、トラクターに草刈機を装着した作業も同様の扱いとされます。箇所別調書には、人力除草、自走式草刈機及び草刈り用重機の単価が異なるため区別して面積を計上してください。報償費には、機械のリース費用や回送費用、オペレーター費用を含みます。

草刈り用重機の種類については以下の通り区分します。

小型	規格	0.13 m ³	能力	4,500 m ² /日
中型	規格	0.28 m ³	能力	6,000 m ² /日
大型	規格	0.45 m ³	能力	10,000 m ² /日

【バックホウ取付型草刈機】



【トラクター装着草刈機】



4 集草用重機の使用 （計画書提出時に申請が必要です）

河川において河川敷の集草や竹木等を伐採した場合、河川敷から堤防まで引き上げる作業は人力では困難なため、引き上げ等に使用する重機をリースし作業を行うことができます。これは、1団体1回（1日）に限り使用することが可能です。箇所別調書には使用の有・無を示してください。報償費には、機械のリース費用や回送費用、オペレーター費用を含みます。

5 保険費用について

保険代として、一定額を報償費に加算して各自治会にお支払いしますので、万が一の事故に備えて、保険加入については各自治会保険での対応をお願いいたします。草刈機械等を使って作業を予定されている自治会に当たっては、細心の注意を払って実施されますようお願いいたします。

6 報償費について

報償費は実施される面積及び重機使用の有無に応じて精算し、作業実施箇所につき1回の作業が対象となります。また、除草時に発見したゴミについては報償費の中に処分費を加味しています。一般の散在性ゴミ、可燃ゴミ及び資源ゴミ等は河川愛護活動の1つとして、各自治会で収集処分をよろしくお願いいたします。

なお、報償費は2月頃のお支払いの予定となります。